6 練福介第 3365 号 令和 6 年 9 月 26 日

指定地域密着型サービス事業者 代表者 様 指定介護予防・生活支援サービス事業者 代表者 様 指定居宅介護支援事業者 代表者 様 指定介護予防支援事業者 代表者 様

> 練馬区高齢施策担当部 介護保険課長 阿部 卓也 (公印省略)

# 電子申請・届出システムの受付開始について(通知)

日頃より、当区の介護保険事業の運営にご理解とご協力をいただきまして、真にありが とうございます。

「電子申請・届出システムの受付開始時期および事前準備のお願いについて(通知)」 (令和6年8月23日6練福介第2854号)により、厚生労働省にて運用が開始されている 「電子申請・届出システム」について、令和6年10月より練馬区において受付を開始する予定であることから、事前準備のお願いをしたところです。

このたび、「電子申請・届出システム」の受付開始日が下記のとおり確定しました。「電子申請・届出システム」の利用方法の詳細につきましては(別紙)「操作ガイド\_(介護事業所向け) ver2.00」等をご確認ください。

なお、「電子申請・届出システム」の運用開始後、当面の間は従来の郵送、持参および電子メールでも受け付けしますが、原則、「電子申請・届出システム」で届出するようお願いいたします。

記

# 1 受付開始日

令和6年10月1日(火)

### 2 URL

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/

※ 練馬区への届出は令和6年10月1日以降からご利用ください。

### 3 対象のサービスおよび手続

サービス	「電子申請・届出システム」で届出可能な手続
地域密着型サービス	・新規指定申請
	・指定更新申請
介護予防・生活支援サービス	・変更届出
	・加算届出
居宅介護支援事業	・休止届出
	・廃止届出
介護予防支援	・再開届出
	・指定辞退届出

※ 訪問介護等の都指定サービスについては、都のスケジュールをご確認ください。

#### 4 その他

- (1) 以下の手続について、申請届出メニューに表示されますが、練馬区では使用しません。
  - ・ 指定を不要とする旨の届出
  - · 介護老人保健施設·介護医療院 開設許可事項変更申請
  - · 介護老人保健施設·介護医療院 管理者承認申請
  - · 介護老人保健施設·介護医療院 広告事項許可申請
  - 介護予防支援委託の届出
  - ・ 指定特定施設入居者生活介護の利用定員増加の申請
- (2) 「電子申請・届出システム」の利用にあたっては G ビズ ID の取得が必須です。ホームページ等をご参照いただき、取得をお願いいたします。

G ビズ ID 申請ホームページ https://gbiz-id.go.jp/top/

- ※ 既にgBizIDプライムをお持ちの場合は申請不要です。
- (3) 電子申請・届出システムの操作方法については「(別紙)操作ガイド\_(介護事業所向け) ver2.00」をご参照ください。詳細版については、電子申請・届出システムの画面右上の「ヘルプ」に掲載されています。

また、操作ガイド(介護事業所向け)を基に実際にシステムを利用しながら操作手順 を説明している動画もありますので、併せてご参照ください。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsC1\_5MM5 (厚生労働省 YouTube チャンネル)

(担当) 練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者指定係

電 話:03-5984-1461 (直通)

メール: KAIGO15@city. nerima. tokyo. jp